

第9章 整備事業計画

令和4年度から着手する整備事業は、喫緊の課題である石垣の現況把握や遺構の確実な保存、来訪者の利便性の向上だけでも、多額の費用と労力が必要となる。一度に多くの計画に着手することは費用面だけでなく、実施体制においても負担が大きいため、着実に、そして効果的に整備を実行していくため、事業項目に優先順位を設けることとする。

「史跡甲府城跡保存活用計画(令和2年10月策定)」で示された段階的な整備計画に基づき、最優先で取り組む必要のある項目を「短期整備計画」、関係機関等との調整を行った上で、各種調査成果に基づき、整備の方向性を検討する必要がある項目を「中期整備計画」及び「長期整備計画」に位置付ける。

「短期整備計画」としては5年(令和4～8年度)の事業期間を設け、当面優先すべき実施内容を盛り込む。以降、それぞれ「中期整備計画」(令和9～13年度)、「長期整備計画」(令和14年度以降)として設定する。

第1節 短期整備計画

令和4～8年度に実施する主な整備内容を以下に示す。

1. 保存整備

(1) 石垣の3次元測量

現況図がないオリジナル石垣について3次元測量を実施し、現状把握を確実に行うとともに、データについては石垣カルテに搭載して管理する。

(2) 石垣石材への落書き防止措置

現状では、主に天守台への落書きが目立つことから、これを目立たなくする措置について検討し実施する。併せて、過去に実施した子供達との落書き消しボランティア作業などを参考に、来訪者に石垣を大切な文化財として認識してもらう機会の創出についても取り組む。

(3) 石垣線刻画の保存

特に稲荷櫓周辺の石垣表面に見られる線刻画については、経年劣化で線刻が薄くなってきていることから、これを確実に保存するための方法について検討し、適切な保護措置を行う。

(4) 史跡境界標の設置

現状では、現地で史跡指定地内外を確認することができないことから、史跡を確実に保護するため、史跡境界標を設置する。

2. 活用整備

(1) 愛宕山石切場跡の整備

現地は、城の北西方向にJRの線路を挟んで直線距離で200mほど離れた場所にあるが、現在は公開されていないことから、まずはこの場所を安全に公開することが必要となる。石切場跡は、近代には回遊式庭園として整備されているため、現在残るのは庭園としての姿であるが、石切場の跡地を大きく改変することなく作庭されているため、石を切り出した跡などの石切場の特徴はよく残されている。

以上により、次の3点を基本的な方針として整備を行う。

①現地を安全に公開し、来訪者が快適に過ごすための環境整備を行う

②来訪者に石切場本来の姿を理解してもらうため、その価値を庭園と切り離して見学できるように、説明板等を設置する

③近代の地域の歴史としての庭園についても知ってもらえるよう、庭園の動線を見学動線として活用するとともに説明板等を設置する

愛宕山石切場跡の整備を行うことにより、城と石切場跡が近接するという甲府城跡の特徴を来訪者に伝えることが可能となる。またこの整備により、JRの線路によって南北に分断された城と愛宕山石切場跡とをつなぐ回遊動線が生まれ、城と史跡の価値を軸に多様な交流やにぎわいを生み出すことが可能となる。その結果、城とまちが一体となった魅力的な空間づくりや回遊ネットワークの充実などを実現することができる。

(2) 動線と案内・解説施設の整備に関する計画の作成

史跡内では、現在、見学ルートは明示されていないため、来訪者が史跡内を効率的に見学し、本質的価値を的確に理解できるよう動線計画を作成する。また同時に、動線計画に基づいたサイン計画を作成する。計画の作成にあたっては、史跡指定地内だけでなく、史跡指定地外の内城の範囲や甲府城下町、甲府駅や駐車場など周辺施設からの誘導と回遊性を念頭に置き、関係機関との調整を密に行う。

なお、今後新たに整備を行う内堀や愛宕山石切場跡についても、この動線計画・サイン計画に基づいた整備を実施する。

(3) ガイダンス機能の整備に関する計画の作成

短期整備計画においては、まずは、ガイダンス機能をもつ既存の施設（鉄門・稲荷櫓・甲府城石垣展示室・甲府市歴史公園山手御門）の展示内容を見直し、統一的なコンセプトに基づいた展示計画を作成する。史跡がまるごとガイダンス展示室となるイメージを目指し、総合的ガイダンス機能に加え、縄張りや石垣などテーマごとのガイダンスが効果的に機能するよう、各施設の展示内容の役割を明確化した計画とする。

ガイダンス機能整備と動線・サイン整備についての計画をトータルで作成することにより、史跡という場において甲府城跡の本来の城域や史跡の価値を来訪者に分かりやすく伝えることが可能となり、来訪者それぞれのニーズに応じた見学や史跡に関する情報提供が可能となる。

(4) 内堀の整備

現在残る水堀は、内城の範囲を画す重要な遺構であることに加え、大手門に隣接する城のおもてにあたる場所である。また、水堀と階層的な曲輪・石垣という甲府城跡の縄張りの特徴を見渡せるビューポイントのひとつであり、城と城下町とをつなぐ場所でもある。

以上により、次の3点を基本方針として整備を行う。

- ①城らしさや史跡の本質的価値が凝縮された場所であることを活かして、石垣と水堀の復元整備を行うことで、城らしい史跡景観を取り戻す
- ②人々が集いふれあい、豊かな時間を過ごすことができる場所を提供する
- ③城とその周辺地域の融合をはかる場所として、整備の効果を一帯のにぎわいの創出につなげる

なお、整備計画図を載せたが、石垣の復元方法や遺構整備の手法、必要な管理施設・便益施設、植栽及び柵など、具体的な整備の内容については、令和4年度から実施予定である整備事業の中で詳細に検討し、整備を進めることとする。

(5) 防災・防犯等に関する対策

史跡内は舞鶴城公園として昼夜通して開放されている中で、近年は石垣等への落書きによるき損なども発生していることから、夜間の巡視や必要な設備整備等について関係部署と協議を進め、防犯計画などの作成を目指す。また、各種災害の発生に備えた防災計画についても検討していく。

1) 復元建造物の防火・消火設備の整備

防火・消火設備は設置されていないことから、まずは必要な施設や箇所、数量等の調査を行い、調査に基づいた設置計画を作成する。

2) 来訪者の安全確保に関すること

来訪者が安全に見学できるよう、石垣などの地上遺構や各種施設の日常的な維持管理を確実に行う。変状が生じている石垣箇所については、立ち入り禁止の措置をとる。

3. 調査・研究

試掘調査・史資料調査、史跡景観に関する調査・研究については、短期計画において調査計画を作成し、調査を行う。甲府城の範囲は指定地内にとどまらないことから、史跡指定地外も含めた調査計画を作成することとする。

4. 史跡指定地外の整備

本計画の計画対象地は、史跡指定地内であるが、甲府城の内城域は史跡外にも及んでおり、重要な遺構も存在することから、史跡指定地外の整備についてもここに示しておく。

短期整備計画においては、特に、県庁構内にある大手門跡の顕在化について着手する。城の南側の玄関口にあたる大手門については、現在の県庁東口の位置にあり、その礎石は地下に埋設保存されているが、大手門に関する現地での表示等はなく、その存在を知ることはできない。大手門からつながる内堀については短期整備計画の中で整備を実施することになっているが、この箇所で城郭の構造や城の正面性を顕在化させていくためには、内堀からつながる大手門の整備が必要不可欠である。大手門の顕在化に向けて、まずは関係部局との調整を行い、中期整備計画での遺構の平面表示を目指す。



- | | | | |
|--|---|--|--|
|  石垣復元(解体積み直し) |  推定堀ライン |  ベンチ |  芝生 |
|  石垣ラインの平面表示 |  推定復元ライン |  照明 | |
|  水路ラインの平面表示 |  水堀 |  平板ブロック舗装 | |

短期整備計画図(内堀)

第2節 中・長期整備計画

短期整備計画以降の整備内容について、以下に示す。

なお、中期整備計画は令和9～13年度までの計画を、長期整備計画は令和14年度以降とする。

1. 保存整備

(1) 石垣の維持管理

平成27年度(2015)から実施している石垣維持管理事業については、継続して実施していくことでデータを蓄積し、併せてよりよい現状把握の方法についても検討していく。

2. 活用整備

(1) 動線と案内解説施設に関する整備

短期整備計画で作成した動線計画とサイン計画に基づき必要な案内・解説施設の整備を行う。

(2) ガイダンス機能に関する整備

中期整備計画の中では、既存施設(鉄門・稲荷櫓・甲府城石垣展示室・甲府市歴史公園山手御門)の整備を完了し、その後、総合的ガイダンス機能のあり方について検討し整備を進める。新設の施設整備を合わせて行う場合には、中・長期整備計画の中で基本設計・実施設計を行い、整備を進める。

(3) 内堀の整備

短期整備計画の中で整備が完了した内堀【第1期】について、中期整備計画の期間では、まずは適切な維持管理を行う。さらに、より正確な復元整備を目指す中で、地下遺構に関する調査を継続して実施し、内堀に関するデータを蓄積する。十分なデータが蓄積されるとともに、内堀の入隅部の顕在化が可能になるなどの整備に関する諸条件が調った段階で、内堀西側から北側にかけての石垣の復元整備を行い、内堀の北側入隅部における水堀の復元を行う【第2期】。

(4) 防災・防犯等に関する対策

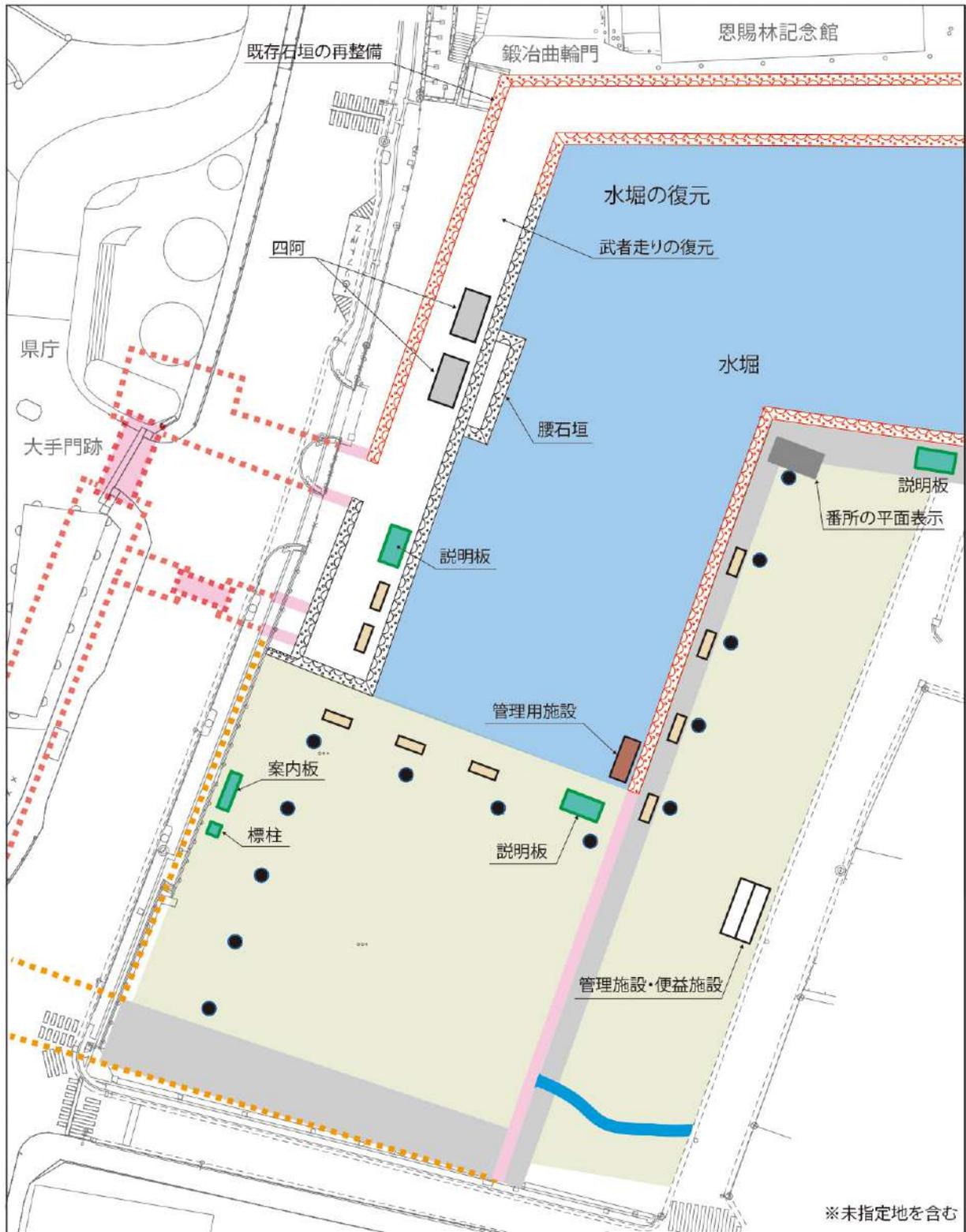
1) 復元建造物の防火・消火設備に関すること

短期整備計画において作成した設置計画に基づき、中期整備計画の中では、必要となる防火・消火施設の整備を実施する。

3. 史跡指定地外の整備

県庁構内にある大手門の顕在化の必要性については、第1節の短期整備計画に記載したとおりであるが、短期計画の中でまずは関係部局との調整を行った上で、中期整備計画の中で大手門の平面表示を行い、将来的には大手門の再現に向けた検討を行うこととする。

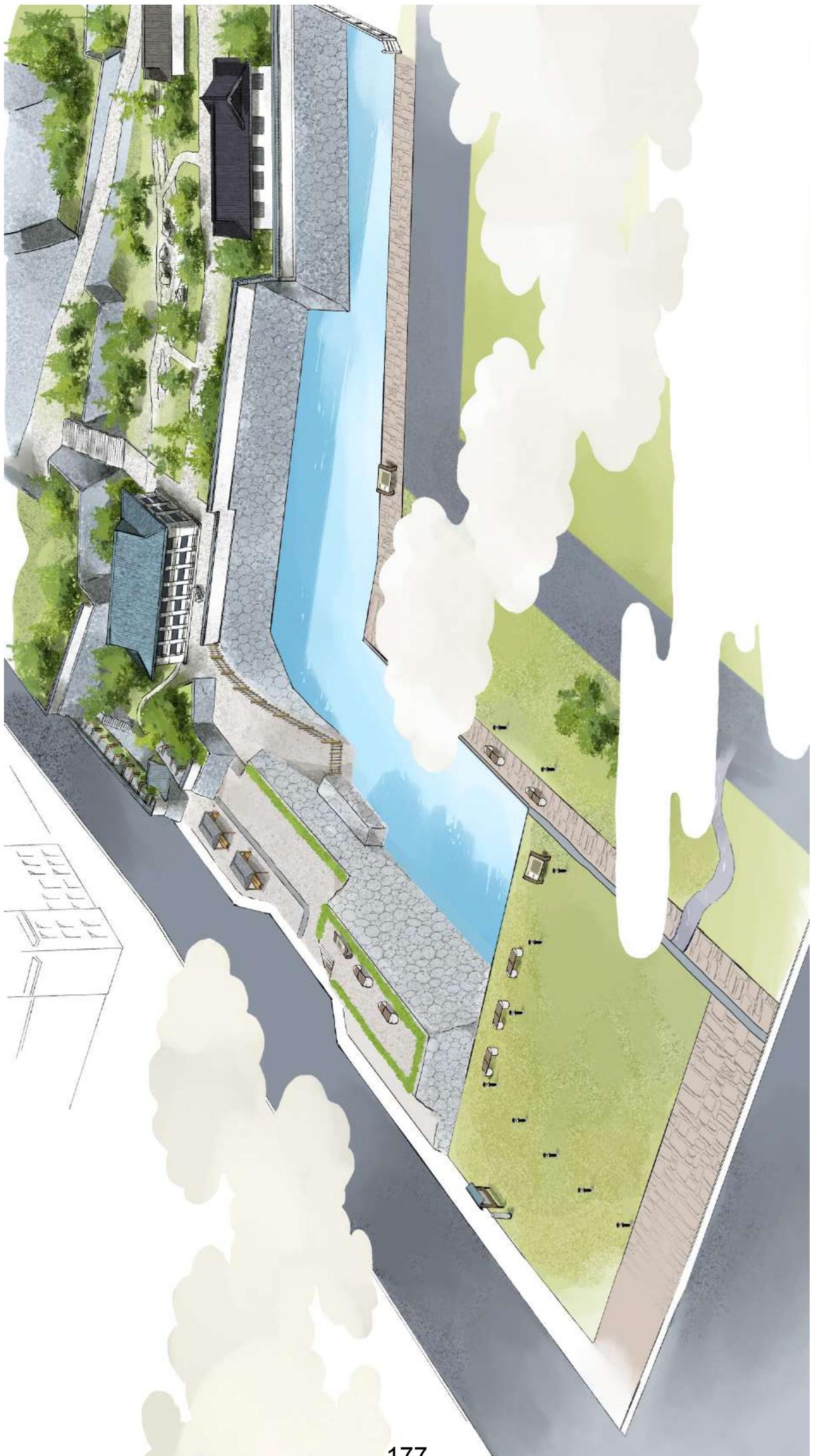
大手門と史跡の範囲(舞鶴城公園)は、舞鶴通りによって分断され、現状ではこれらが一体の城郭構造を持っていたことを理解しにくい状況となっているが、大手門を顕在化することにより、短期計画の中で整備した内堀から大手門につながる城郭構造を理解しやすくなり、城の正面性が明確化する。



- | | | | | | | | |
|--|--------------|--|------------|--|-----|--|----------|
| | 石垣復元(解体積み直し) | | 水路ラインの平面表示 | | 水堀 | | 平板ブロック舗装 |
| | 復元済みの石垣 | | 推定堀ライン | | ベンチ | | 芝生 |
| | 石垣ラインの平面表示 | | 推定復元ライン | | 照明 | | |

※未指定地を含む

中長期整備計画図(内堀)





※城内の図は、整備基本計画策定時点（令和3年度）の景観を表しているものである

